

第 13 号議案

令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）計 画 人 口	423,000 人
（2）年 間 総 処 理 水 量	44,491,310 m <sup>3</sup>
（3）一 日 平 均 処 理 水 量	121,894 m <sup>3</sup>
（4）主 な 建 設 改 良 事 業	
① 管渠整備費	1,632,169 千円
② 管渠改良費	724,500 千円
③ 処理場改良費	2,947,511 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		12,227,504 千円
第 1 項 営 業 収 益		6,114,305 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		6,113,199 千円
	支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		12,099,008 千円
第 1 項 営 業 費 用		11,322,414 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		746,594 千円
第 3 項 予 備 費		30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,571,941千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額310,038千円、過年度分損益勘定留保資金506,326千円、当年度分損益勘定留保資金1,755,577千円で補填するものとする）。

		収 入	
第1款	資本的収入		5,823,601 千円
第1項	企業債		3,981,900 千円
第2項	他会計負担金		120,540 千円
第3項	補助金		1,708,041 千円
第4項	分担金及び負担金		12,784 千円
第5項	長期貸付金償還金		336 千円
		支 出	
第1款	資本的支出		8,395,542 千円
第1項	建設改良費		5,324,061 千円
第2項	固定資産購入費		2,425 千円
第3項	企業債償還金		3,069,056 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
鶴見川クリーンセンター改良事業 (電気設備工事その22)	令和6年度から 令和7年度まで	841,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	3,331,900 千円	証書借入又は証券発行。 事業その他の都合によ り、起債の一部又は全部 を翌年度へ繰越して借入 れることができる。起債 前借することができる。	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	借入れの時から据置を含み40年 以内に償還する。ただし、財政 その他の都合により据置期間と いえども繰上償還をなし、又は 償還年限を短縮し、もしくは低 利債に借換することができる。
資本費 平準化対策	650,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 878,442千円

令和6年(2024年)2月22日 提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一